

地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差がさらに拡大するとの理由から、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入しました。また、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、これをさらに進めることとしました。

6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の不合理な偏在是正措置の導入が危惧されます。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものです。

港区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、子育て・教育環境の整備や福祉・医療の充実などはもとより、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収増のみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではありません。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできません。

よって、港区議会は、政府に対し、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議長名

内閣総理大臣

総務大臣

あて

米軍ヘリポート基地に関する意見書

東京の都心である港区の市街地に米軍基地（赤坂プレスセンター）が設置されています。

このため、港区民とりわけ近隣住民は、ヘリポート基地の使用による騒音に悩まされ、事故発生の不安を常に抱えています。

港区議会と港区は、これまでも国や米国に当該ヘリポート基地の早期撤去を要望し、平成27年2月12日には、貴職あてに昨年8月30日に実施された東京都・杉並区合同総合防災訓練について言及するなど、基地撤去に向けた取り組みを要請してきております。

しかしながら、本年9月1日には東京都・立川市合同総合防災訓練において、赤坂プレスセンターを会場とした航空自衛隊ヘリコプターを使用しての人員搬送訓練の実施を予定していました。

防災訓練は、災害時における緊急事態に対応するためのものと考えますが、米軍基地の機能拡大と恒久化に繋がることを強く懸念します。

なお、本年8月12日、訓練中に起きた沖縄県うるま市沖での輸送艦上の米軍ヘリコプターの墜落事故や、8月24日に相模総合補給廠で発生した在日米陸軍の深夜の爆発を伴う火災発生等、人命にかかわる惨事につながりかねない事故が発生する度、住宅地に隣接する米軍基地（赤坂プレスセンター）を抱える港区民にとっては、いつ何時同じような墜落事故が起こるかもしれないという不安がより大きなものとなっています。

港区議会は、区民の安全で安心できる生活を守るため、ヘリポート基地の早期撤去を目指しており、国に対して基地撤去並びに騒音実態調査等を要請してあります。

よって、港区議会は、東京都に対し、米軍基地撤去に向けて、さらなるご尽力をいただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

議長名

東京都知事 あて

子どもの医療費助成制度等自治体単独事業への「国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置」の見直しを求める意見書

国は、子どもの医療費の窓口負担を減免している自治体に対し、「国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置」を行っています。その理由として、「自治体の窓口減免は、患者数を増やし、医療費増になり、助成実施の自治体と、そうでない自治体との公平性を図るため」などとしておりますが、自治体の医療費助成の独自施策に対する国民健康保険の減額措置は、国保財政を悪化させるばかりでなく、少子化の問題にも影響を与えるものです。

本来国は、子育て・少子化対策等の取り組みを全国統一的に行うべきです。しかしながら、子ども医療費の無料化などの助成制度は、父母や住民の強い願いを受けて、子育て世代の負担軽減と少子化対策として、全国の自治体で行われています。

本区においても、子ども医療費助成制度が平成5年から実施されています。

この「国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置」の見直しについては、平成26年6月4日の第84回全国市長会議でも「各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。」の提言が出されており、国も現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していく必要があるとして検討課題にしています。

よって港区議会は、政府に対し、子どもの医療費助成制度等自治体単独事業への「国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置」について見直しを行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 あて

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、今後長期にわたって生産年齢人口が減少していく中で、人手不足が潜在能力を押し下げ、経済成長への制約となることが懸念されるなど、区内の小規模事業者を取り巻く環境は、依然として予断を許さない状況にあります。

こうした中、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、未だ厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっています。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧されます。

よって、港区議会は東京都に対し、下記の事項について強く要望するものであります。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成28年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成28年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成28年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

議長名

東京都知事 あて